

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成31年3月7日（木）午後3時20分から午後4時55分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（家裁委員）木下理恵， 鳶川安雄， 辻美弥子， 豊澤孝彦， 中幸司， 藤本教子， 芳野浩樹， 飯田誠， 渡邊雅道， 大島眞一

（事務局等）地裁 荒谷事務局長， 小山総務課長， 木村文書係長， 吉岡文書係員
家裁 長谷首席家裁調査官， 濱口首席書記官， 林事務局長， 関本事務局次長

4 議事（□：委員長， ○：委員， ●：事務局等）

(1) 所長挨拶

(2) 新委員紹介・挨拶

(3) 委員長選出

家庭裁判所委員会において大島眞一委員が委員長に指名された。

(4) 委員長代理選出

家庭裁判所委員会において渡邊雅道委員が委員長代理に指名された。

(5) 前回テーマの事後報告

(6) 意見交換

テーマ「少年の再非行防止への取組み」

（裁判所から「少年の再非行防止への取組み」についての基本説明をした上で，意見交換を行った。）

- 少年事件の再非行率が35.5%と高止まりしていると聞いたが，今までから教育的働き掛けを家庭裁判所が行っていることからすると，少年が地元に戻ったときの環境が，教育的働き掛けとリンクしていないことが原因ではないか。例えば生活困窮者へのケアでは，家で引きこもっている方にサロンのような場所を準備し，社会の居場所を与えて，引きこもった方が社会と繋がるきっかけを作るような取り組みをしているが，少年に対してもそのような社会によるケアが必要ではないか。保護観察等で保護司の方に関与してもらうだけでなく，少年に対して社会がケアする制度等が必要ではないか。
- 今の御指摘は，再非行防止のための方策としてはとても重要な視点である。ただ，裁判所は司法機関であるので，事件を受理してから処分を出すまでの間にできることを考えなければならない。処分を出した後については，教育的な面では保護観察所等の行政機関に委ね，福祉的な面では地域の行政機関に委ねることになる。
- 裁判所は処分を出した少年について，行政機関との間を繋いでいくようなことは行っているのか。
- 基本的には，別の機関になる件で一定程度実情等については協議会等で連携をし

ているが、直接個別の少年についてフォローすることはない。

- 少年に対するより良い教育的働き掛けが何かということだが、協力者を求めることのハードルが高いのではないか。実現可能性は分からないが、スポーツ団体等に協力を求めることはどうか。現在家庭裁判所が行っているように悪いことを理解させることや学習面のフォローを行うということは大事であるが、若い子ども達なので、体を動かして汗を流すということも大事ではないか。

奈良にもプロのサッカークラブやバスケットチームができてきており、体を動かすことで少年の鬱屈したところを解消できないか。

- 少年にはいろいろなタイプの子どもがおり、スポーツに限らずその少年の特技を活かし、それを他人に教えることなどを通じて、成功体験を得てもらうことも一つの方法かと思うので参考にさせていただきたい。
- 対人的疎外感を感じている子どもほど非行に走ってしまう可能性が高いと感じられるので、非行をした少年に対する働き掛けを、保護者とともにすることはとても良いことである。その活動を通じて保護者がその少年の良いところを見つけることができ、家庭に居場所が見つければ、少年にとっての対人的疎外感が和らぐのではないか。そのような観点で少年への働き掛けを考えると、老人ホーム等で役に立ったということを実感してもらうのも良いと考える。私見であるが、清掃活動というのは少し懲罰的なイメージがあるので、何か人の役に立つような活動のほうが良いように感じる。
- 調査官が行う心理テストや裁判所で勤務している医者や技官が行う保健指導は、どのように少年への働き掛けに利用されているのか。
- 心理テストについては少年の行動傾向の分析に利用したり、場合によっては少年だけでなく保護者に対しても心理テストを実施して、例えば親子のすれ違いについての原因の分析等に利用している。裁判所の技官がカウンセリング等を行うのは調査の期間の短さから難しい。できることとしては、アルコールや薬物に焦点を絞って医学的な見地から知識付与を行うこと、保護者に医療機関を探すように促すきっかけにすることなどがある。
- 家裁に送致された少年について、どのように小・中学校と連携しているのか。現在は SNS 等により情報が拡散されやすい状況になっているので、事件を起こしたと周りに知られてしまうといじめ等の被害にあう可能性が高い。そこで、家庭裁判所は家裁に送致された少年について、どのように小・中学校と連携をしているのか。

また、現在は地域コミュニティが非常に希薄になっているが、どのように少年を社会で受け入れるように連携しているのか。
- 調査等に関して学校の行事に配慮したりしながら調査を行っており、義務教育中の少年については在籍学校とも密に連絡を取って行っている。また、学習指導等を行う際に、学校に適切な教材を選んでもらったり、また学校等でその内容を復習してもらったりしている。
- 集団で行う少年に対する働き掛けはどのように実施しているのか。
- 集団で行う働き掛けとしては、万引き被害を考える講習と清掃活動があるが、いづれについても参加する少年同士が知り合いでないかを確認し、少年同士が接触し

ないように距離を取り，必ず保護者と一緒に行動してもらうことや，名前でなく番号で呼ぶ等プライバシーに配慮している。また，支援団体等の協力を得て，大人数でサポートを行っている。

- SNS等の問題については，二つの場面が考えられる。一つは試験観察で一旦社会に戻っている場面と処分が決まって保護観察になっている場面である。試験観察の場面では，裁判所の調査官が関与していただいていると思うが，保護観察となっている場面では裁判所は関与できない。保護観察の場面では付添人が就いている事案であれば，事件が終了した時点で一応関係は切れるが，一定程度少年に対してフォローすることは可能ではないかと思う。
- 再犯してしまう少年に一定の特徴等，例えば見過ごされている発達障害等もあるのではないか。
- 体験型の教育的働き掛けが実施できる少年は，比較的非行の進行が深くない少年であり，また集団型の働き掛けにおいても自分を律していける少年であるので，そのような少年が再非行を起こす可能性は，相対的に低い。

資質等の面で問題を抱えた少年については，個別的な働き掛けが必要になる。既に療育手帳を持っていたり，医療機関やこども家庭相談センター等の支援を受けている場合には，関係施設と連携して個別の働き掛けをしていくことになる。

保護者が障害受容していない場合や発達障害と理解せず子どもっぽいだけと理解している場合には，心理テスト等を活用して少年に対して適切なフォローが必要であることを説明したり，場合によっては鑑別所で心身鑑別を実施することで，適切な支援機関とつないでいく必要がある。
- 万引き被害を考える講習や清掃活動を行うことにより，再非行がないというのは，どれくらいの期間再非行がないのか。
- 平成30年度に体験型の働き掛けを実施し，それ以降今まで再犯がないというものである。
- 今の段階で働き掛けをした少年が，良い形になっているけれども，それがどうだったのかというフィードバックをして改善していくということが一つ大きなことだと思う。また，多くの方が指摘されたように，裁判所で教育的働き掛けをして，裁判所から手を離れた時点で次にどうしていくのか。学校であったり地域等との連携が大事になるが，司法と行政との区切りもあるかと思う。いかにバトンを繋いでいくのかということについての工夫を，裁判所，民間，学校等で考えていけるように裁判所として広報等していく必要があるのではないか。